

我孫子市シティプロモーションロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のシティプロモーションを推進するための我孫子市シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは、別図のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(使用承認)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体がその業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 団体と市が共同主催者として行う事業又は市が実行委員会の構成員として参加する事業に使用するとき。
- (5) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用承認申請)

第5条 申請者は、我孫子市シティプロモーションロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（レイアウト原稿、設計図等使用方法が確認できるもの）
- (2) 団体の定款、会則又はこれに準ずるもの及び役員名簿又は役員構成が分かるもの
- (3) その他参考となるもの

(使用承認決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の

各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。

(5) 市の品位を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあるとき。

(6) 我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関連し、又はこれらの利益につながるおそれがあるとき。

(7) 第10条各号に掲げる事項を遵守せず、又はそのおそれがあると認められるとき。

(8) その他使用することが不適當であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、我孫子市シティプロモーションロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用の承認（以下「使用承認」という。）に際し、必要な条件を付すことができる。

4 第2項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用承認に係る物件の完成画像又は写真を速やかに市長に提出しなければならない。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認期間等）

第8条 ロゴマークを使用できる期間は、使用を承認した日から起算して5年を限度とする。

2 使用者は、使用承認の期間満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、更新の申請をしなければならない。

3 前項の更新の手続については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(承認内容の変更)

第9条 使用者(前条第3項において準用する場合を含む。)は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ我孫子市シティプロモーションロゴマーク使用変更申請書(様式第3号)にレイアウト原稿その他の変更の内容が分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、我孫子市シティプロモーションロゴマーク使用変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者(前条第2項の規定により変更の承認を受けた使用者を含む。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用は、使用承認を受けた目的及び用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) ロゴマークを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用者に対し必要に応じて口頭若しくは書面により是正を指示し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱若しくは第6条第3項の規定により付した条件に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認の取消しを決定したときは、我孫子市シティプロモーションロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により使用

者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用承認に係る物件を使用してはならない。

(免責)

第12条 市長は、使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 市長は、前条第1項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、その賠償の責任を一切負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。